

# 令和3年度の公文書管理制度の運用状況

## 1 令和3年度の現用公文書に係る取組

(1) 令和2年4月1日に条例が施行した知事部局等

ア 公文書管理条例第8条の規定に基づき、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて選別を行い、歴史公文書に該当すると判断した保存期間満了文書を公文書館に移管しました。

イ 職員に対して研修を実施し、公文書の作成義務をはじめ、公文書管理条例に基づく現用公文書の適正な管理を徹底しました。

(2) 令和4年1月1日に条例が施行した公安委員会および警察本部

「滋賀県公文書等の管理に関する条例」が施行されたことに伴い、各職員に対し、公文書管理条例に基づく現用公文書の適正な保管・管理に係る教養を実施して浸透を図った。

## 2 令和3年度の特定歴史公文書に係る取組（公文書館）

(1) 移管等の実施

ア 令和2年度末に保存期間が満了したことに伴い令和3年度末に移管したもの  
3,851冊

イ 令和3年度に寄贈された文書 4点

ウ 上記ア以外に、令和3年度に受け入れた資料 240点（文書238冊、行政資料2点）

(2) 歴史公文書管理システムの運用

特定歴史公文書の効率的な管理および利用者の利便性向上のため、特定歴史公文書の一元的管理およびインターネット上での目録検索やデジタルアーカイブの閲覧等を行えるシステムとして令和元年度に整備した標記システムを円滑に運用しました。

(3) 特定歴史公文書等の管理等に関して令和3年度に実施した業務

ア 歴史公文書に係る文書目録の作成 4,134冊 22,144件

イ デジタルアーカイブのデータ整備 23冊 6,800コマ

ウ 企画展示の実施 4回

(ア) 「明治の銀行～滋賀県の銀行事始め～」

(イ) 「琵琶湖干拓物語—消えゆく内湖と新たな大地—」

(ウ) 「村絵図の明治維新—河川と地籍の調査事業—」

(エ) 県政150周年第1回記念展「滋賀県はいつ誕生したのか—歴史公文書は語る—」

エ 情報紙『滋賀のアーカイブズ』第11号（令和3年9月30日）

情報紙『滋賀のアーカイブズ』第12号（令和4年3月31日）

（県政150周年記念特集 開館記念誌『歴史公文書が語る湖国』を用いた授業指導案集）

### 3 現用公文書の管理の状況（公安委員会および警察本部を除く）

(1) 令和3年度末における現用公文書の数量（文書管理システムに登録されているもの）

(1) 令和2年度末に保存期間が到来したファイル数	141,444 冊
(2) 令和2年度末に保存期間が満了したファイル数	92,045 冊
i) (2)のうち廃棄したファイル数	88,194 冊
ii) (2)のうち移管したファイル数	3,851 冊
(3) 令和3年度中に新たに登録されたファイル数	87,700 冊
(4) 令和3年度末に登録されているファイル数	1,015,888 冊
(5) 令和3年度末に保存期間が到来したファイル数	147,031 冊

(2) 令和2年度末に保存期間が満了し、移管対象と判断されたファイルのうち、現物が確認されなかったもの

24 件

(3) 令和2年度末に保存期間が満了したファイルのうち、システムに登録がされていなかったもの

54 件

### 4 特定歴史公文書等の保存、利用等に関する状況

(1) 令和3年度末における特定歴史公文書等の保存等の状況

ア 特定歴史公文書 19,521 冊

区分	数量
明治期	4,187 冊
大正期	1,601 冊
昭和戦前期	3,308 冊
昭和戦後期	7,171 冊
平成期	3,254 冊

イ 行政資料 650 点

ウ 寄贈・寄託文書 57 点

エ デジタルアーカイブの対象簿冊・文書数 79 冊 10,823 件

